

れてから 8 時間以内である場合がいずれの機関でも最も高く、その後 48 時間までの間に行われるのがひとつの山でとまっている一方、機関内での対応や見守りを決定されたケースを中心に、通告に至るまでかなりの長期間を要するケースも点在しており、二極化が見られる。しかしながら、タイミングを逸してしまう危険性を考えると、また、その後介入が必要となった場合を想定したときに家族再統合援助を行うにあたっては虐待の事実があったできるだけ早い時期にそのことを保護者と確認し(虐待告知と認知)、援助の枠組を構築することがその後の援助の有効性を高めることを考えると、長期化がはらむ危険性は拭いきれない。疑いの段階であっても原則として第一報を児童相談所に通告した上で、その後見守るのであればその期間や、その後の役割分担、またどのような状況になったら介入するかなど、綿密な打ち合わせを行っておくことが重要であり、このことを周知し双方の機関が認識しておくこと、また児童相談所としてはそれに対応可能な体制を確保しておくことが課題であると考えられる。

(妹尾洋之)

(11) 各種機関の連携(調査票Ⅱ問 10)

各種機関との連携については、幼稚園を除くいずれの機関においても半数以上の事例で行われていた。ただし、連携先は多岐にわたり、また機関によっても異なる傾向が見られた。機関の特性上、連携先に異なる傾向があるのは当然のことであるが(たとえば、対象とする子どもの年齢が低ければ、保健機関が連携先となることが多いのは必然といえよう)、それがネットワークからの「漏れ」を生んでしまわないよう、対応上の鍵となる機関(市町村や児童相談所)によるコーディネートが問われるものと思われる。

連携内容についても機関によっていくらかの異なる傾向が見られたが、連携が継続的な協議・相談関係を生んでいる傾向が見られたことは好ましいことといえる。ただし、幼稚園(とくに私立)において、相対的に、継続的な協議・相談関係が図られていない実態があったことについて、今後の課題とすべきであろう。

また、連携内容のうち、一体的に対応を図るに至ったことを示す「一緒に保護者に面接した」「一緒に子どもに面接した」「役割分担しながら一体的に対応した」については、必ずしも

多くの事例で該当するものではなかったことに留意したい。このことは機関横断的な課題として受け止めるべきだが、とくに幼稚園において、連携を通して各種機関が一体的に虐待対応を進めていく経験が十分に蓄積されていないことが明らかであった。

次に、連携に対する評価であるが、「うまくいかなかった」という事例が占める割合は、きわめて限られたものであった。とくに、保育所と小中学校では、「うまくいった」への回答が「うまくいった部分もある」に対するものよりも多く集まり、その全事例に占める割合も 50% を超えるものであった。

連携がうまくいった理由については、いずれの機関においても多様な選択肢への回答があった。ただし、とくに中学校で「保護」という結果を以って「うまくいった」としている傾向が強く見られたことは気にかかることである。もしかしたら、子どもの年齢が高い場合、重篤な性的虐待や、幼少期から発見されずにいた虐待、あるいは子どもの激しい行動化が伴っている事例などが増えるということかもしれない。あるいは、安易な保護を中学校が求めているということを表しているのかもしれない。保護が求められる背景については本調査では明らかにされていないし、ケースによって何が適正な結果なのかは異なるため、当該結果について安易な解釈を行うべきではないが、保護という方針について機関間で統一的な見解がスムーズに得られたのかなど、詳細なケース分析なども行いながら、さらに検討を進めていくことが必要だろう。

一方、うまくいかなかった理由については、「子どもや保護者などの状況に具体的な改善が見られなかった」「こちらの望む対応と連携先の対応がずれた」「連携先がその後の動きなどを知らせてくれなかった」が主たるものであった。これらについては、連携の際に十分に配慮すべき事項であると思われる。

さて、連携に関してこのような一連の細かい設問を用意したのは、「連携しています」「うまくいっています」という声の関係機関から出てくる一方、その連携先となっているところから、「あそこの機関は電話さえすれば連携だと思っている」「とにかく児童相談所に保護させることだけが連携の成果だと頭から決め付けていて、自分たちで具体的に何かしていこうという意識が乏しい」という声が出てくる実態があるため

あった(研究班会議での討議内容より)。本調査を通して、関係機関に通告・連絡・相談をすれば、その関係は継続的なものとなる場合が多いことや、連携がうまくいっていると評価される場合が実際には多いことが明らかにされる一方、一体的対応というものがまだ浸透しきっていないことなども明らかにされた。総括的には、機関連携の目的と課題について整理し、周知徹底していくことがまだまだ必要とされているといわざるを得ないであろう。

(澁谷昌史)

(12) 制度の認知(調査票Ⅲ問3、問4)

虐待の早期発見の努力義務や通告制度については、いずれも施設種別に関わらず7割以上の職員、教職員が知っていた。特に、保育所や児童館といった児童福祉施設の職員は、幼稚園や学校の教職員よりも周知度が高くなっている。この結果は、調査票Ⅲ問2で8割以上の職員、教職員が「虐待問題に関心がある」という結果を裏付けるものといえる。

それでも、例えば「通告は、確証がなくとも疑いの段階でできること」を「知らなかった」と回答した者が、幼稚園では512人(31.0%)、小学校では4,547人(35.5%)、中学校では1,670人(39.5%)もあり、保育所や児童館でさえ、それぞれ1,528人(22.7%)、1,153人(25.4%)もいる。他の制度についても、「知らなかった」と回答した者がいずれも3~4割いたが、決して無視できる数値ではない。

また、制度に対する認知状況は、施設の種別に関わらず、管理運営に従事する職員に比し、実際に子どもと関わる職員の方が低くなっている。問4の結果からも明らかのように、管理運営職員の方が研修や会議等を通じて制度を知る機会が多いからと考えられるが、早期発見と通告は学校や保育所等関係機関における根幹的な役割であり、とりわけ子どもに直接関わる職員は虐待の発見や援助において重要な役割を担っていることから、周知徹底を図る必要がある。

(13) 虐待を発見した場合の対応(調査票Ⅲ問4)

「今後虐待を発見したときに通告するか」を尋ねたが、施設種別に関わらず「必ず通告する」「場合によっては通告する」を合わせると9割以上を占めている。

しかし、全回答の5割を占めた「場合によっては通告する」という回答について、「どのような場合に通告するか」を尋ねたところ、「虐待の確証がある」「所属長の了解がある」「重篤な虐待が認められる場合」が各施設に共通して多く見られた。実際にはグレーゾーンを含めた様々なケースがあり、必ずしもすべてが通告対象となるとはいえないが、これらが通告条件として挙げられたことに疑念がなくはない。すなわち、虐待の確証がなくても通告する義務があり、確証がないことを理由に通告を控えるのは誤りと言わざるを得ないし、子どもの生命、安全が最優先されなければならない虐待への対応では、たとえ所属長の了解が得られなくても必要な場合は通告しなければならない。さらに、虐待が重篤であるかどうかは高度な客観的判断が必要となり、担任等が個人で判断できるものではないし、してはならない。ガイドラインの策定に当たっては、これらのことについて具体的に説明する必要があると思われる。

(14) 虐待問題についての研修等(調査票Ⅲ問6)

虐待問題について学んだ経験の有無を問うたが、「学んだことがない」と答えた職員、教職員が、保育所では9.4%、児童館では9.7%と少ないのに対し、公立幼稚園では10.3%、私立幼稚園では10.4%、小学校では17.4%、中学校では22.1%と多くなっている。

また、学んだことのある職員、教職員に対し、何で学んだかを聞いたが、各施設種別に共通して最も多かったのは「啓発のパンフレットや冊子など」であり、保育所や児童館では「区市町村主管課が開催する研修会や講演会」がそれぞれ32.7%、34.0%、「その他の機関や団体が開催する研修会や講演会」がそれぞれ20.5%、17.0%と研修会での学びが比較的多くなっているものの、公立幼稚園、私立幼稚園、小学校、中学校では、「都道府県教育委員会が開催する研修会や講演会」がそれぞれ17.2%、6.1%、13.0%、13.0%、「区市町村が開催する研修会や講演会」がそれぞれ26.1%、8.8%、17.0%、14.2%、「その他の機関や団体が開催する研修会や講演会」がそれぞれ16.1%、14.2%、11.2%、10.6%と相対的に少なくなっている。

啓発のためのパンフレットや冊子は、簡略で読み易いメリットはあるが、最低限度の総合

的・体系的な知識を学ぶには限界がある。今回の調査となった各施設は、虐待の早期発見や対応において極めて重要な役割を担っていることを勘案すれば、書籍とまでは言わないまでも研修会の積極的な受講が望まれる。

(15) 虐待防止ネットワークに対する認知(調査票Ⅲ問7、問8)

今回の調査では、施設種別に関わらず殆どの職員、教職員が連携の必要性を認識していた。にもかかわらず、連携の基盤ともいべき児童虐待防止ネットワークの存在について「知らない」と答えた職員、教職員は、保育所では45.0%、児童館では41.5%、公立幼稚園51.0%、私立幼稚園60.8%、小学校67.9%、中学校70.0%と極めて多数を占めている。

虐待対応における機関連携の重要性は言うまでもないが、虐待防止ネットワークは「子ども虐待防止という共通の目的のもとに、情報や認識の共有化を図り、援助や施策の方向性を模索し合い、一体となって援助するための関係機関や民間団体による有機的なつながりを実現するための組織的な取組みであり、連携基盤」(注3)であり、円滑な機関連携には不可欠のものである。特に今回の調査対象となった施設はいずれも虐待防止ネットワークの重要な構成機関となり得るものであり、ネットワークに関する周知が喫緊の課題といえる。

その際、単に連携の必要性のみを強調するのではなく、ネットワークの構造やネットワークにおける各施設の役割、ネットワークを効果的に運営するためのポイントなど、踏み込んだ啓発が必要と考えられる。

(才村 純)

(16) ネットワーク会議に出席した経験(調査票Ⅲ問9)

ネットワーク会議への出席は、いずれの機関においても、「会議に出席したことはない」という回答が最も多く、かつその割合は最も低い公立幼稚園においても710人(64.7%)であった。小学校、中学校においては、回答者の約75%がこれに回答していた。出席した経験を示す選択肢への回答は、いずれも10%を下回るものであったことから、多くの学校等関係機関の職員は、ネットワーク会議に具体的に参加をしてチームで対応を進める経験をほとんど有していないことが明らかである。

① 機関代表者会議

機関代表者会議に出席したと回答した者を対象とする設問への回答状況を見ると、いずれの機関においても定例的に出席している者は限られ、「必要に応じて」という出席をしている者が多かった。この「必要に応じて」というのは、実際の機関代表者会議の構成員数に限りがあることから(機関の長が全員参加する性質のものではなく、機関の長の代表が出席するものとなっていることが実際であることから)、校長会等の会長や副会長が原則出席しているということを意味していることが考えられる。

しかし、この出席意識は、決して好ましい運営がなされていることの証左になるわけではない。本調査では、当該会議への評価で、「形式ばかりにとらわれて本来の機能を発揮していない」「十分な情報共有や迅速な対応ができないことが多い」「発言等がその後の対応に活かされないことが多い」という3項目について、機関横断的に見て20%以上の回答割合を示すことが多いことから、機関代表者会議を見直す重点課題として捉えておいた方がよいと思われる。加えて、とくに幼稚園で「適切に運用されている」が20人(33.9%)にとどまっており、ほかの機関よりも低い評価をする傾向が見られることに留意しなければならない。

機関代表者会議は、実務担当者あるいはケース担当者がスムーズな機関連携を図れるようにするために、各機関で最終責任者となる代表者が組織的な連携を率先して図っていくものであり、定例的に組織間の意思疎通をチェックしていく機会となるものである。また、代表者が人事異動で動いた場合にも、このような機会が重要なものとなる。形骸化して実務者の対応に支障が生じないよう、機関代表者会議の意義や目的の周知が果たして充分になされているか、また形骸化していないかを継続的に検討することが大事であるように思われる。

② 関係機関職員を対象とした研修会

関係機関職員を対象とした研修会は、機関によって主催者がやや異なっているものの(たとえば、小中学校では「児童相談所」が約25%を占めていたり、公立幼稚園では「区市町村の保健関係課」が34.1%を占めていたりするなど)、「区市町村の福祉関係課」が主催者となることが多い傾向がわかった。

また、研修に対する評価は、いずれの機関においても高いものであった。他設問におい

て、研修に対するニーズが高いことが明らかのため、区市町村に実施する研修プログラムがより効果的なものとし、あわせてそこへの参加率を上げていくことが必要であろう。

③ 実務者会議

実務者会議については、幼稚園、小学校、中学校では調査を行っていない。保育所と児童館では調査を行ったが、その出席状況は、やはり「必要に応じて」というものが多かった。これも、ネットワークが各校区に一つずつ設置されているようなところであればともかく、多くはそれ以上に広い範囲で設置されているため、実務者だからすべての実務者会議に出席するというにはなっていないことを示しているものと思われる。

しかし、本調査において実務者会議への評価を行ったところ(保育所のみ)、「機関や人が情報を抱え込む結果、情報共有や対応ができない」「発言や取り決め内容がその後の対応に活かされない」「個人情報外部に漏れるのではないかと心配である」に少なくない回答が見られたことから、やはり実務者会議の運営についてもより詳細に検討する余地があると考えられる。とくに、児童相談所運営指針等の改正でこの実務者会議の運営についても強化が図られるようになったこともあり、継続的な調査が必要といわねばならない。

④ 実務者で構成されるケース検討会議

ケース検討会議については、いずれの機関においても、「必要に応じて出席」していることが多い。また、その主催者は、機関代表者会議と同様、「区市町村の福祉関係課」であることが多い。

ケース検討会議に対する評価では、機関代表者会議、実務者会議に対するものと同様、最も多い回答は「適切に運用されている」だが、その一方で課題となるものも機関横断的に特定されている。それは、「機関や人が情報を抱え込む結果、情報共有や対応ができない」、「発言や取り決め内容がその後の対応に活かされない」「個人情報外部に漏れるのではないかと心配である」といったものであった。

後述する「行政への要望」で述べるが、関係機関ではまだまだ虐待対応に関する専門的なノウハウが不足しているのが現状である。ノウハウが蓄積されない以上、いくら関係者が顔を突き合わせても、適切な判断を下すことにはどうしても限界がある。ときには、安易に保護の

方針を打ち出したり、保護者に寄り添いすぎてしまったりすることも出てこよう(誤解を招かないように付言すれば、このことはネットワークの意義を否定するものではない)。児童福祉司経験者をネットワークのスーパーヴァイザーとして登用することなどが始まりつつあるが、こうしたマンパワーの強化とともに、ケース検討会議が実務者の不安を具体的に解消していける場としていくことが大切である。

⑤ 会議に出席しない理由

最も多い回答である「出席したことはない」に該当する者に、その理由をたずねた。「会議出席の要請がないから」「児童虐待防止ネットワークの会議があることを知らない」「該当事例がないから」が機関横断的に共通する三大理由であることがわかったが、ネットワークの存在が周知されていないことが注目される。

(17) 虐待に対する保育所等の対応(調査票Ⅲ問10)

回答者が所属する機関による虐待対応の評価では、「適切に対応している」という回答がいずれの機関でも多かった。機関横断的に共通する課題を見ると、「(所属機関内で)虐待問題について協議する機会が少ない」「虐待問題に対する専門的知識が不足している」「(所属機関内での)役割分担のシステム化」があげられるが、その具体的な回答割合を見ると、調査結果で指摘したとおり、機関間でやや傾向が異なることがわかった。

本調査では、「何を以って適切に対応しているとしているのか」という質的側面まではわからない。また、課題を多く感じていることが、実態的に不適切な対応を多くしているということの意味するわけでもない。ここで指摘した回答割合の違いが持つ意味については、もっと慎重な検討が必要であろうが、後述する「行政への要望」への回答状況から見ると、専門的ノウハウの導入と対応の体系化を促進することが、中学校教職員をはじめとして、関係機関職員の意識的負担感を軽減することになるということはいってよいだろう。とくに、小中学校において、直接ケース担当をする職種から否定的な評価が出ていることは、組織的な対応を阻害する要因を検討する上で見逃せない事実である。

(18) 児童相談所に通告や児童相談所と連携した経験(調査票Ⅲ問 11)

児童相談所への通告や連携経験については、いずれの機関においても「経験がない」が多数派を占めた。ただし、中学校ではその割合が 64.9%にとどまっており、幼稚園、保育所、児童館が 80%を超えているのは対照的である。中学校については、非行問題等を通して、児童相談所との連携の蓄積があるということかもしれない。

なお、職種で経験率に開きがあったが、ケースを担当している職員を支えたりする意味からも、もっと一般教職員が児童相談所と話し合いをする場に柔軟に参画する必要性がないか、検討をしてみる必要があろう。

(19) 児童相談所の虐待対応への期待(調査票Ⅲ問 12)

関係機関から児童相談所に期待するものは明瞭であった。すなわち、とにかく「迅速に対応」することであり(いずれも機関でも 70%を超える回答割合)、「保護者が拒否しても職権により家庭に立ち入るなど、調査」を積極的に行うということである(いずれの機関でもおおむね 40%の回答割合)。権利擁護の砦としての児童相談所をイメージさせるものであり、毅然とした対応こそ期待されているといえよう。加えて、「調査結果や援助方針、援助経過などについての情報提供」は、いずれの機関からも 20%を超えて期待されることが多いものであったことから、「迅速かつタイムリーに」という要望が強くあるものと考えてよいだろう。

また、細かなところでは、「保護者の権利より子どもの権利を優先して欲しい」について、中学校は 20%未満、小学校及び幼稚園が 20~25%程度、児童館が 29.1%、保育所が 31.8%と大きな開きが見られたのは興味深い結果の一つである。この結果を、「福祉機関において高い割合を示す傾向がある」と見なした場合、一つの解釈としては、「子どもの権利」ということを大学等の授業や研修等で教授された職種が勤務しているためであるといえるかもしれない。

同様に、「専門的な観点からの関係機関への助言や支援」を期待するものは、幼稚園及び小中学校ではいずれも 30%を超えているが、保育所では 27.5%、児童館にいたっては 20.6%と明らかに低く、教育機関と福祉機関

の間で差が見られた。これも、一つの仮説としては、福祉機関に勤務する職員の方が虐待についての学習機会を相対的に多く得ているということが考えられる。いずれにしても、研修等の学習機会を確保することは、間違いなく関係機関の虐待対応能力を向上させていく上で、欠かせない施策になるものと思われる。

(20) 児童相談所に対するイメージ(調査票Ⅲ問 13)

児童相談所に対するイメージでは、「職員が不足しており、忙しい」ということが比較的共通してもたれているものであるといえる。ただし、児童相談所と連携することが多い中学校(問 11)では 52.4%の教職員がこれに回答し、小学校及び児童館も 50%近くの回答を集めたが、幼稚園と保育所の回答割合は 30%台後半であった。

また、多忙さと表裏一体の問題であるが、「対応が遅い」も比較的多くの回答があった選択肢である。幼稚園及び小学校では 20%台、中学校では 30.0%、保育所と児童館では 30%台後半の回答割合となっており、とくに福祉施設からは厳しい評価がなされている。そして、「適切に対応している」という選択肢には、小中学校では約 25%が回答しているが、保育所は 14.7%、児童館にいたっては 11.5%とかなり低い割合となっている。

そのほか、調査結果で詳細に述べたように、「家庭から子どもを引き離すべきかどうかについての判断が甘い」「子どもの権利より保護者の権利を優先しているため、弱腰である」「調査結果や援助方針、援助経過などについて情報提供不十分」といった選択肢に回答が多くなされていたが、概して、教育機関よりも福祉機関の方がネガティブなイメージを強く抱いていることがうかがえた。その理由については本調査でははっきりしたところはわからないが、いずれにしても、今後、機関連携を促進する上で、各種機関の現状について理解を深め、ケース対応の目的と方法について大きな食い違いが生じないよう、十分に留意しておく必要があろう。

また、機関間で認識の違いはあるものの、総じて、手放しで「児童相談所はよく機能している」と評価されているわけではないことが明らかである。児童相談所は、寄せられる期待が高い分、現実とのギャップがどうしても大きく見え

やすいのかもしれない。児童相談所の強化は喫緊の課題といえるであろう。

(21) 児童虐待によりよく対応するため、行政に望むこと(調査票Ⅲ問 14)

最後に、行政に望むことである。これについては、「虐待対応について相談できる専門機関の整備」と「カウンセラー等専門家の配置や派遣」が最も多い回答となっており、三番目に「児童虐待についての研修の強化」がおおむね 40% 台の回答割合で続いているという結果であった。また、「被虐待児童救済のための関係機関からなるサポートチーム」へおおむね 30% 台(やや幼稚園が低い)の回答がなされていることも共通している。

先述したように、関係機関ではまだまだ虐待対応のノウハウが決定的に欠けており、体系的に対応システム及びそこで求められるノウハウを構築していくことも発展途上にあるものと考えられる。このとき、児童相談所等専門機関の強化や新たな専門家の派遣事業等、さらなる資源投入が求められることを想定しながら、虐待対応のグランドデザインをイメージしていくことが大切だろう。

(澁谷昌史)

(22) ビネット調査(調査票Ⅲ問 15)

通告意識に関するビネット調査では、虐待事例に遭遇したことがある教職員、虐待問題への関心が高い教職員、「虐待事例に遭遇した場合に通告する」と回答した教職員は、そうでない教職員に比して、通告意識が有意に高くなっている。教職員間で事例を共有したり、研修などによる意識啓発が重要と考えられる。

また、教職員の年齢が高くなるほど、特に身体的虐待や心理的虐待に関しての得点平均が低くなる傾向が見られた。高い年齢層の認識が低いことにより、若い教職員が虐待の可能性を感じた場合に、通告しにくい構造となっていると考えられる。高い年齢層への一層の啓発を図るとともに、個人としての通告も可能であること、通告源は秘匿されることなどの周知を図る必要がある。

(有村大士)

E. 結論(要約)

(1) 過去 3 年半(保育所、児童館は 4 年半)において虐待事例に遭遇したのは、幼稚園では 20.5%、小学校 35.2%、中学校 27.6%、保育所 48.4%、児童館 23.0%。1 ヶ所当りの被虐待児童数は、幼稚園 1.7 人、小学校 2.0 人、中学校 2.1 人、保育所 2.5 人、児童館 2.0 人。

(2) 児童相談所で取扱うケース(厚生労働省調査)と比較すると、いずれの施設もネグレクトが児童相談所より多く、心理的虐待が少なくなっている。

各機関におけるネグレクトへの認識が進んでいるとともに、ネグレクトには様々な態様、程度があり、地域の関係機関との連携等で対応が可能なものもあることから、児童相談所への通告に至らないケースが少なくないと考えられた。また、児童相談所では、子どもに関する各般の相談に対応しており、心理的虐待を主訴としなくても、他の性格・行動上の相談の中で心理的虐待が把握されることによるのではないかと考えられた。対応ガイドラインでは、子どもの性格・行動上の問題の背後に虐待が隠されている場合が少なくないことの周知を図る必要があると考えられた。

(3) 幼稚園や保育所では低年齢のため、子どもの言動や子ども自身の話から把握することは難しく、子どもの身体的な受傷痕や登園状況、保護者の様子から把握するケースが多い。このため、虐待の兆候を見抜く目が重要。小学校、中学校では、自らの口で担任に虐待の事実打ち明けることも多くなる。特に、「性的虐待」は、「児童本人の話から」が上位を占めている。子どもが悩みを打ち明けられるような環境づくりに留意するとともに、打ち明けられた際の対応が重要となる。

また、施設種別に関わらず、一貫して大きな要素となっているのが、「登校(園)の状況」であり、欠席が続くような場合は注意が必要。

(4) 虐待の発見者の大半は管理職に相談している。その後の進行管理も管理職が行っているところが多いが、担任が行っているところも見られた。担任は日常的に子どもの状況等を把握できるが、子どもとの距離感が近いだけに観察や判断において主観的になり易い。また、担任への負担が大きくなりやすい。従って、

担任以外の者が客観的立場から進行管理を行うことが必要と考えられた。

(5) 対応策の検討・決定方法では「職員会議」と「上司に個別に相談」が二分されたが、年齢の低い施設では「職員会議」の割合が高く、年齢の高い施設では児童館を除き「上司と個別に相談」の割合が高くなっている。

虐待対応では学校(園)全体での取組みが求められることから、職員会議で検討・決定するのが望ましいと考えられ、その旨の周知が必要となると考えられた。

(6) 対応策の検討・決定内容では、いずれの施設種別とも「担任が経過を見る」が約6割で最も多くなっているが、担任が経過を見るケースは、虐待の疑いがあるものや軽度の虐待であると推測される。このようなケースが多いというのは、それだけ虐待の早期発見がなされているとも考えられるが、リスク・アセスメントが適切に行われたのか等、虐待の程度や態様と対応策との関連をさらに詳細に分析する必要がある。また、指導は無論のこと経過を観察する場合においても、援助に関する基本的な視点と具体的なスキルが必要であり、研修の充実が望まれる。

(7) 児童相談所への通告は、年齢が上がるごとに、「あり」の割合が増えている(幼稚園では50.5%、中学校では81.8%)。先行研究と比較すると、校内での抱え込みの構造が薄れつつあり、関係機関と積極的に連携していこうという方向性が見える(先行研究では全体の39.6%が校内のみの対応)。

なお、学校と家庭の間に位置する児童館にあっては、緊急性を要する場合を除き、単独での通告、援助は避けるべきであり、学校との連携が特に強調されるべきである。

(8) 通告・連絡・相談時点での虐待の確信の有無では、施設種別で若干違いはあるものの、「確信していた」と「疑っていたが、確信はなかった」がほぼ同程度となっている。

(9) いずれの施設種別においても、9割近くが通告・連絡・相談後も連携を図っている。また、連携の結果では、7割以上がうまくいったと評価している。

(10) 通告・連絡・相談しなかった理由では、「校内(園内)の対応で可能と判断されたため」「虐待であるとの判断に自信が持てなかったから」「家庭のプライバシーを侵害すると思ったため」の3つの要因がいずれの施設種別においても多くを占めた。児童虐待防止法は、虐待の確証がなくとも通告するよう規定しているが、「虐待の自信がない」ために通告に至らないケースが3割~4割見られた。制度の周知が必要と考えられた。

(11) 虐待が疑われる事例に関わった経験のある職員は、2~3割。関わった人数は、職員1人当たり1.5人~1.8人。

(12) 虐待問題に関心のある教職員は8割以上に上るが、例えば「通告は、確証がなくとも疑いの段階でできること」を知らない教職員は、幼稚園31.0%、小学校35.5%、中学校39.5%、保育所22.7%、児童館25.4%となっている。制度の周知に向けた一層の取組み強化を図る必要があると考えられた。

なお、全体的に制度の認知状況は、福祉系施設の方が良好であり、また、いずれの施設種別についても管理職の方が良好である。

(13) 「今後虐待を発見したときに通告するか」を尋ねたところ、「必ず通告する」は4割程度、「場合によっては通告する」は5割前後となっている。また、施設種別に関わらず、管理職の方が通告意識が高くなっている。

「場合によっては通告する」と回答した教職員にどのような場合に通告するかを聞いたが、各施設種別を通じて最も多かったのは、「虐待の確証がある」で、幼稚園77.1%、小学校73.7%、中学校71.5%、保育所74.4%、児童館77.1%となっている。

(14) 虐待問題について学んだ経験のない教職員は1割~2割で、児童の年齢が上がるほど学んだ経験のない職員が増える傾向にある。学ぶ機会としては、いずれの施設種別も「啓発のパンフレットや冊子など」が最上位を占めており、「研修」は福祉系施設では3割程度であるのに対し、教育系施設では1割程度に止まっている。また、研修機会は管理職の方が直接子どもたちに関わる教職員より多くなっている。

(15) 機関連携の必要性については、各施設種別とも「大いに思う」「思う」が9割以上を占めている。しかし、「児童虐待防止ネットワーク」が存在するかどうかかわからないと答えた教職員は、4割～7割を占める。管理職の方がネットワークの存在を知っている傾向にあるが、ネットワークは連携の基盤として極めて重要なものであり、また、実務者レベルによる具体ケースに即した情報や認識の共有、連携が極めて重要となることから、その周知が喫緊の課題であると考えられた。

(16) 児童相談所の虐待対応への期待では、圧倒的に多かったのは「迅速な対応」で、いずれの施設種別についても70%を超えており、次いで、「保護者が拒否しても職権により家庭に立ち入るなど、調査」及び「家庭から子どもを引き離すべきかどうかについての的確な判断」、「専門的な観点からの保育所などへの助言や支援」が多くを占めた。

(17) 児童相談所に対するイメージでは、「職員が不足しており、忙しい」ということが比較的共通してもたれている(3割～5割)。「対応が遅い」も2～3割の教職員に見られた。「適切に対応している」は、小中学校では約25%あるが、保育所14.7%、児童館11.5%と低い割合となっている。「専門性が低い」とする回答割合は、いずれの機関においても極めて低い。

いずれの施設種別においても、児童相談所との連携経験を有する教職員の方が経験のない教職員より「適切に対応している」と評価する割合が高くなっている。児童相談所はマスコミ等から「対応が遅い」「判断が甘い」などの批判に晒されているが、その影響なのか否定的なイメージを持つ教職員が多いが、実際に通告・連携してみると、そのようなイメージが払拭される場合も少なくないことを本結果は物語っていると考えられた。

(18) 行政に望む事柄では、「虐待対応について相談できる専門機関の整備」「カウンセラー等専門家の配置や派遣」「児童虐待についての研修の充実」「被虐待児童救済のための関係機関からなるサポートチーム」などが多く挙げられている。

(19) 通告意識に関するピネット調査(短い39のエピソードに対して、それぞれ通告の可否を

尋ねた調査)では、虐待事例に遭遇したことのある教職員、虐待問題への関心が高い教職員、「虐待事例に遭遇した場合に通告する」と回答した教職員は、そうでない教職員に比して、通告意識が有意に高い。教職員間で事例を共有したり、研修などによる意識啓発が重要と考えられた。

(才村 純)

【引用文献・参考文献】

注 1: 玉井邦夫「児童虐待に関する学校対応についての調査研究(課題番号14800005)」平成14～15年度文部科学省科学研究費補助金(特別研究促進費(1))研究成果報告書(研究代表者: 玉井邦夫)、2004; 3.

注 2: 厚生労働省「平成17年度社会福祉行政業務報告」

注 3: 才村純「子ども虐待ソーシャルワーク論-制度と実践への考察」有斐閣、2005; p316

【参考文献】

- ・才村純「ぼくをたすけて-子どもを虐待から守るために」(絵: 葉翔明)
- ・才村純他「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究」平成17年度厚生労働省科学研究費補助金(子ども家庭総合研究事業)総括研究報告書(主任研究者: 才村純)、2006; 3.
- ・「子ども・家族の相談援助をするために-市町村児童家庭相談援助指針・児童相談所運営指針」財団法人日本児童福祉協会、2005.
- ・日本子ども家庭総合研究所編「子ども虐待対応の手引き-平成17年3月25日改定版」有斐閣、2005
- ・玉井邦夫「学校現場および教育行政における虐待対応の実態と課題」『子どもの虐待とネグレクト Vol18 No.2』、日本子ども虐待防止学会、2006

F. 研究発表

1. 論文発表

・玉井邦夫(2006)「学校現場および教育行政における虐待対応の実態と課題」『子どもの虐待とネグレクト Vol8 No.2』、183-189

2. 学会発表

・澁谷昌史、才村純、有村大士他(2006)「小中学校における子ども虐待対応構造に関する考察ー子ども虐待に関する知識の組織内配分と意思決定手続きに注目して」、第54回日本社会福祉学会(新座市)

G. 集計表

表 I-1. 回答者

	総数	所長(園長)		副所長(副園長)		常勤主任保育士		非常勤主任保育士		常勤保育士		非常勤保育士		嘱託医師		常勤看護師		非常勤看護師		常勤保健師		非常勤保健師	
		件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
保育園	728	23	3.2	82	11.3	-	-	9	1.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		100.0	76.6	76.6	10.5	常勤調理員	非常勤調理員	無回答	無回答	無回答	無回答	無回答	無回答	無回答	無回答	無回答	無回答	無回答	無回答	無回答	無回答	無回答	無回答
				5	0.7	51	7.0																

	総数	実践現場の代表者(常勤)		実践現場の代表者(非常勤)		実践現場の副代表者(常勤)		実践現場の副代表者(非常勤)		放課後児童指導員(常勤)		放課後児童指導員(非常勤)		その他の指導員		無答	
		件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
児童館	1195	606	50.7	124	10.4	151	12.6	63	5.3	93	7.8	34	2.8	37	3.1	87	7.3
		100.0	50.7	10.4	10.4	12.6	5.3	7.8	2.8	3.1	7.3						

表 I-2. 児童館職員の職種

	総数	児童厚生員		保育士		幼稚園教員		小学校教員		中学・高等学校教員		社会福祉士		社会福祉士		資格なし		無答			
		件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%		
児童館	1195	577	48.3	380	31.8	259	21.7	113	9.5	150	12.6	11	0.9	59	4.9	61	5.1	116	9.7	84	7.0
		100.0	48.3	31.8	21.7	9.5	12.6	0.9	4.9	5.1	9.7										

表 I-3. 運営主体

	総数	公営		民営		無回答	
		件数	%	件数	%	件数	%
保育所	728	469	64.4	217	29.8	42	5.8
		100.0	64.4	29.8	5.8		
児童館	1195	813	68.0	258	21.6	41	3.4
		100.0	68.0	21.6	3.4	無答	6.9

表I-4-①. 在籍する子どもの数(男;保育所)

	総数		0人		1~4人		5~9人		10~14人		15~19人		20~24人		25~29人		30人以上		無回答		平均		実数合計	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
0歳	728		231		302		124		12		4										55		2.3	1693
	100.0		31.7		41.5		17.0		1.6		0.5		-		-		-				7.6		100.0	3788
1歳	728		76		226		254		90		22		5								55		5.2	100.0
	100.0		10.4		31.0		34.9		12.4		3.0		0.7		-		-				7.6		100.0	5182
2歳	728		41		164		247		156		46		13		6						55		7.1	100.0
	100.0		5.6		22.5		33.9		21.4		6.3		1.8		0.8						7.6		100.0	6956
3歳	728		22		91		227		187		91		36		15		4				55		9.6	100.0
	100.0		3.0		12.5		31.2		25.7		12.5		4.9		2.1		0.5				7.6		100.0	7429
4歳	728		30		90		194		176		102		56		14		11				55		10.2	100.0
	100.0		4.1		12.4		26.6		24.2		14.0		7.7		1.9		1.5				7.6		100.0	7166
5歳	728		48		78		183		187		105		52		15		5				55		9.8	100.0
	100.0		6.6		10.7		25.1		25.7		14.4		7.1		2.1		0.7				7.6		100.0	32214
合計	4368		448		951		1229		808		370		162		50		20				330		7.4	100.0
	100.0		10.3		21.8		28.1		18.5		8.5		3.7		1.1		0.5				7.6		100.0	

表I-4-②. 在籍する子どもの数(男;児童館)

	総数		0人		1~9人		10~19人		20~29人		30~39人		40~49人		50~69人		70~99人		100人以上		無回答		平均		実数合計	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
1年生	1195		11		490		448		90		10		2		5						2		137		10.1	12099
	100.0		0.9		41.0		37.5		7.5		0.8		0.2		0.4		-				0.2		11.5		100.0	10183
2年生	1195		20		583		398		41		8		3		3						2		137		8.5	100.0
	100.0		1.7		48.8		33.3		3.4		0.7		0.3		0.3		-				0.2		11.5		100.0	6906
3年生	1195		87		774		172		14		3		3		2						1		137		5.8	100.0
	100.0		7.3		64.8		14.4		1.2		0.3		0.3		0.2		0.2				0.1		11.5		100.0	1529
4年生	1195		811		219		14		6		1		2		1						1		137		1.3	100.0
	100.0		67.9		18.3		1.2		0.5		0.1		0.2		0.1		0.3				0.1		11.5		100.0	1242
5年生	1195		930		111		6		2		2				4						2		137		1.0	100.0
	100.0		77.8		9.3		0.5		0.2		0.2		-		0.3		0.1				0.2		11.5		100.0	1103
6年生	1195		961		82		5		1		2		2		4						2		137		0.9	100.0
	100.0		80.4		6.9		0.4		0.1		0.2		-		0.3		0.2				0.1		11.5		100.0	3711
その他	1195		983		15		13		11		15		7		7						7		137		3.1	100.0
	100.0		82.3		1.3		1.1		0.9		1.3		0.6		0.6		-				0.6		11.5		100.0	36773
合計	8365		3803		2274		1056		165		41		17		26		8				16		959		4.4	100.0
	100.0		45.5		27.2		12.6		2.0		0.5		0.2		0.3		0.1				0.2		11.5		100.0	

表I-4-③. 在籍する子どもの数(女; 保育所)

	総数		0人										30人以上	無回答	平均	実数合計
	件数	%	1~4人	5~9人	10~14人	15~19人	20~24人	25~29人	30人以上	無回答	平均	実数合計				
0歳	728	241	300	122	7	2	1						55	2.2	1572	
	100.0	33.1	41.2	16.8	1.0	0.3	0.1	-					7.6		100.0	
1歳	728	85	237	251	81	16	1						55	4.9	3550	
	100.0	11.7	32.6	34.5	11.1	2.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	7.6		100.0		
2歳	728	46	184	273	134	21	13	1					55	6.3	4617	
	100.0	6.3	25.3	37.5	18.4	2.9	1.8	0.1	0.1	0.1	7.6			100.0		
3歳	728	33	109	224	180	85	27						55	8.9	6456	
	100.0	4.5	15.0	30.8	24.7	11.7	3.7	1.6	0.4	7.6				100.0		
4歳	728	36	91	206	196	89	38	11					55	9.3	6793	
	100.0	4.9	12.5	28.3	26.9	12.2	5.2	1.5	0.8	7.6				100.0		
5歳	728	48	99	198	181	93	28	13					55	9.3	6739	
	100.0	6.6	13.6	27.2	24.9	12.8	3.8	1.8	1.8	7.6				100.0		
合計	4368	489	1020	1274	779	306	108	38	24				330	6.8	29727	
	100.0	11.2	23.4	29.2	17.8	7.0	2.5	0.9	0.5	7.6				100.0		

表I-4-④. 在籍する子どもの数(女; 児童館)

	総数		0人										100人以上	無回答	平均	実数合計
	件数	%	1~9人	10~19人	20~29人	30~39人	40~49人	50~69人	70~99人	100人以上	無回答	平均				
1年生	1195	32	494	441	72	11	4	3					1	137	9.3	11145
	100.0	2.7	41.3	36.9	6.0	0.9	0.3	0.3	-				0.1	11.5	100.0	
2年生	1195	34	632	329	48	6	4	3	2					137	8.1	9714
	100.0	2.8	52.9	27.5	4.0	0.5	0.3	0.3	0.2					11.5	100.0	
3年生	1195	90	756	192	10	4	3	1	1				1	137	5.5	6625
	100.0	7.5	63.3	16.1	0.8	0.3	0.3	0.1	0.1	0.1	11.5			137	100.0	
4年生	1195	824	208	14	6	1	2	1	1				1	137	1.1	1363
	100.0	69.0	17.4	1.2	0.5	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	11.5			137	100.0	
5年生	1195	938	107	6	2	1	2		2					137	0.6	734
	100.0	78.5	9.0	0.5	0.2	0.1	0.2	-	2					11.5	100.0	
6年生	1195	978	65	5	5	2	1		2					137	0.5	629
	100.0	81.8	5.4	0.4	0.4	0.2	0.1	0.2	0.2					11.5	100.0	
その他	1195	988	18	10	15	14	3	4	1				5	137	2.8	3317
	100.0	82.7	1.5	0.8	1.3	1.2	0.3	0.3	0.1	0.4	11.5			137	100.0	
合計	8365	3884	2280	997	158	39	18	13	9	18	959		8	959	4.0	33527
	100.0	46.4	27.3	11.9	1.9	0.5	0.2	0.2	0.1	0.1	11.5			959	100.0	

表I-4-⑤. 在籍する子どもの数（全体；保育所）

	総数		0人		1～4人		5～9人		10～14人		15～19人		20～24人		25～29人		30人以上		無回答		平均		実数合計	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
0歳	728	100.0	192	26.4	173	23.8	193	26.5	91	12.5	16	2.2	6	0.8	1	0.1	1	0.1	55	7.6	4.5	3265	100.0	
1歳	728	100.0	57	7.8	105	14.4	145	19.9	166	22.8	113	15.5	50	6.9	24	3.3	13	1.8	55	7.6	10.1	7338	100.0	
2歳	728	100.0	30	4.1	54	7.4	125	17.2	143	19.6	140	19.2	105	14.4	39	5.4	37	5.1	55	7.6	13.5	9799	100.0	
3歳	728	100.0	16	2.2	31	4.3	65	8.9	116	15.9	115	15.8	128	17.6	80	11.0	122	16.8	55	7.6	18.4	13412	100.0	
4歳	728	100.0	25	3.4	31	4.3	63	8.7	90	12.4	111	15.2	122	16.8	81	11.1	150	20.6	55	7.6	19.5	14222	100.0	
5歳	728	100.0	37	5.1	33	4.5	56	7.7	96	13.2	102	14.0	118	16.2	87	12.0	144	19.8	55	7.6	19.1	13905	100.0	
合計	4368	100.0	357	8.2	427	9.8	647	14.8	702	16.1	597	13.7	529	12.1	312	7.1	467	10.7	330	7.6	13.4	58676	100.0	

表I-4-⑥. 在籍する子どもの数（全体；児童館）

	総数		0人		1～9人		10～19人		20～29人		30～39人		40～49人		50～69人		70～99人		100人以上		無回答		平均		実数合計	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
1年生	1195	100.0	7	0.6	129	10.8	391	32.7	308	25.8	145	12.1	48	4.0	20	1.7	4	0.3	6	0.5	137	11.5	19.5	23244	100.0	
2年生	1195	100.0	24	2.0	103	8.6	1	0.1	1	0.1	1	0.1	1	0.1	1	0.1	1	0.1	930	77.8	137	11.5	16.7	19397	100.0	
3年生	1195	100.0	7	0.6	7	0.6	7	0.6	7	0.6	7	0.6	7	0.6	7	0.6	7	0.6	1051	87.9	137	11.5	11.3	13531	100.0	
4年生	1195	100.0	34	2.8	34	2.8	30	2.5	38	3.2	46	3.8	41	3.4	101	8.5	175	14.6	593	49.6	137	11.5	2.4	2392	100.0	
5年生	1195	100.0	764	63.9	216	18.1	55	4.6	6	0.5	5	0.4	2	0.2	3	0.3	4	0.3	3	0.3	137	11.5	1.7	1976	100.0	
6年生	1195	100.0	771	64.5	4	0.3	1	0.1	1	0.1	1	0.1	1	0.1	1	0.1	1	0.1	282	23.6	137	11.5	1.4	1732	100.0	
その他	1195	100.0	895	74.9	74.9	6.2	74.9	6.2	74.9	6.2	74.9	6.2	74.9	6.2	74.9	6.2	74.9	6.2	163	13.6	137	11.5	5.9	7028	100.0	
合計	8365	100.0	2502	29.9	452	5.4	478	5.7	352	4.2	196	2.3	91	1.1	124	1.5	183	2.2	3028	36.2	959	11.5	8.4	70300	100.0	

表I-5-①. 教員数(常勤:保育所)

	総数										平均	実数合計		
	件数	%	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6~7人	8~9人			10人以上	無回答
所長	件数		728	14	673			1				39		688
	%	100.0	1.9	92.4	-	-	0.1	-	-	-	0.1	5.4	-	100.0
副所長	件数		728	160		3						39		171
	%	100.0	72.1	22.0	0.1	0.4	-	-	-	-	-	5.4	-	100.0
主任	件数		728	88	490	27	18	8	6	1	2	39		852
	%	100.0	12.1	67.3	3.7	2.5	1.1	1.1	0.8	0.1	0.3	5.4		100.0
保育士	件数		728	16	28	30	42	26	43	84	83	39		6937
	%	100.0	2.2	3.8	4.1	5.8	3.6	5.9	11.5	11.4	46.3	5.4		100.0
嘱託医	件数		728	560	45	74	7	3				39		226
	%	100.0	76.9	6.2	10.2	1.0	0.4	-	-	-	-	5.4		100.0
看護師	件数		728	549	136	4						39		144
	%	100.0	75.4	18.7	0.5	-	-	-	-	-	-	5.4		100.0
保健師	件数		728	682	7							39		7
	%	100.0	93.7	1.0	-	-	-	-	-	-	-	5.4		100.0
調理員	件数		728	74	194	263	113	31	11	3		39		1256
	%	100.0	10.2	26.6	36.1	15.5	4.3	1.5	0.4	-	-	5.4		100.0
その他	件数		728	406	197	41	12	5	10	4	6	39		597
	%	100.0	55.8	27.1	5.6	1.6	0.7	1.4	0.5	0.8	1.1	5.4		100.0
合計	件数		6552	2914	1930	462	204	84	72	97	90	351		10019
	%	100.0	44.5	29.5	7.1	3.1	1.3	1.1	1.1	1.5	1.4	5.4		100.0

表I-5-②. 教員数(常勤:児童館)

	総数										平均	実数合計		
	件数	%	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6~7人	8~9人			10人以上	無回答
実践現場の代表者	件数		1195	378	687	14	11	2	2	3		98		786
	%	100.0	31.6	57.5	1.2	0.9	0.2	0.2	0.3	0.3	-	8.2		100.0
実践現場の副代表者	件数		1195	914	154	26	2	1				98		216
	%	100.0	76.5	12.9	2.2	0.2	0.1	-	-	-	-	8.2		100.0
放課後児童指導員	件数		1195	480	138	224	122	76	29	20	6	98		1602
	%	100.0	40.2	11.5	18.7	10.2	6.4	2.4	1.7	1.7	0.5	8.2		100.0
その他	件数		1195	812	108	110	34	15	8	8	2	98		597
	%	100.0	67.9	9.0	9.2	2.8	1.3	0.7	0.7	0.2	0.2	8.2		100.0
合計	件数		4780	2584	1087	374	169	94	39	31	8	392		3201
	%	100.0	54.1	22.7	7.8	3.5	2.0	0.8	0.6	0.6	0.2	8.2		100.0

表I-5-③. 教員数〈非常勤；保育所〉

	総数		人数										平均	実数合計	
	件数	%	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6～7人	8～9人	10人以上	無回答			
所長	件数		728	683	6								39		6
	%		100.0	93.8	0.8	-	-	-	-	-	-	-	5.4		100.0
副所長	件数		728	687	2								39		2
	%		100.0	94.4	0.3	-	-	-	-	-	-	-	5.4		100.0
主任	件数		728	689									39		0
	%		100.0	94.6	-	-	-	-	-	-	-	-	5.4		-
保育士	件数		728	282	57	55	41	59	44	50	35	66	39		2244
	%		100.0	38.7	7.8	7.6	8.1	5.6	6.0	6.9	4.8	9.1	5.4		100.0
嘱託医	件数		728	376	77	213	10	12	1				39		586
	%		100.0	51.6	10.6	29.3	1.4	1.6	0.1	-	-	-	5.4		100.0
看護師	件数		728	654	32	3							39		38
	%		100.0	89.8	4.4	0.4	-	-	-	-	-	-	5.4		100.0
保健師	件数		728	677	12								39		12
	%		100.0	93.0	1.6	-	-	-	-	-	-	-	5.4		100.0
調理員	件数		728	384	175	77	37	10	2	4			39		515
	%		100.0	52.7	24.0	10.6	5.1	1.4	0.3	0.5	-	-	5.4		100.0
その他	件数		728	462	100	54	23	10	13	10	6	11	39		615
	%		100.0	63.5	13.7	7.4	3.2	1.4	1.8	1.4	0.8	1.5	5.4		100.0
合計	件数		6552	4894	461	402	129	76	57	64	41	77	351		4018
	%		100.0	74.7	7.0	6.1	2.0	1.2	0.9	1.0	0.6	1.2	5.4		100.0

表I-5-④. 教員数〈非常勤；児童館〉

	総数		人数										平均	実数合計	
	件数	%	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6～7人	8～9人	10人以上	無回答			
実践現場の代表者	件数		1195	858	207	8	11	6	3	2	1	1	98		331
	%		100.0	71.8	17.3	0.7	0.9	0.5	0.3	0.2	0.1	0.1	8.2		100.0
実践現場の副代表者	件数		1195	1052	41	2	2						98		51
	%		100.0	88.0	3.4	0.2	0.2	-	-	-	-	-	8.2		100.0
放課後児童指導員	件数		1195	422	147	194	127	79	53	43	22	10	98		2055
	%		100.0	35.3	12.3	16.2	10.6	6.6	4.4	3.6	1.8	0.8	8.2		100.0
その他	件数		1195	785	122	81	41	25	17	17	6	3	98		783
	%		100.0	65.7	10.2	6.8	3.4	2.1	1.4	1.4	0.5	0.3	8.2		100.0
合計	件数		4780	3117	517	285	181	110	73	62	29	14	392		3250
	%		100.0	65.2	10.8	6.0	3.8	2.3	1.5	1.3	0.6	0.3	8.2		100.0

表I-5-⑤. 教員数〈全体：保育所〉

	総数											平均	実数合計	
	件数	%	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6～7人	8～9人	10人以上			無回答
所長	728	100.0	8	679	1			1			1	39	1.0	694
副所長	728	100.0	1.1	93.3			0.1				0.1	5.4		100.0
主任	728	100.0	524	160	2	3						39	0.2	173
保育士	728	100.0	72.0	22.0	0.3	0.4						5.4	1.2	100.0
嘱託医	728	100.0	88	490	49	27	18	8	6	1	2	39	1.2	852
看護師	728	100.0	12.1	67.3	6.7	3.7	2.5	1.1	0.8	0.1	0.3	5.4	12.6	918.1
保健師	728	100.0	6	20	17	31	22	3.8	8.2	7.7	61.7	39	1.1	812
調理員	728	100.0	0.8	2.7	2.3	4.3	3.0	3.8	8.2			39	0.3	182
その他	728	100.0	248	122	285	17	16	1				39	0.3	100.0
合計	728	100.0	34.1	16.8	39.1	2.3	2.2	0.1				5.4	1.1	100.0
	728	100.0	70.9	22.5	1.2							39	0.3	182
	728	100.0	670	19								5.4	0.3	100.0
	728	100.0	92.0	2.6								39	0.0	19
	728	100.0	40	97	222	177	101	31	17	3	1	39	2.4	177.1
	728	100.0	5.5	13.3	30.5	24.3	13.9	4.3	2.3	0.4	0.1	5.4	1.7	121.2
	728	100.0	266	205	90	36	27	19	17	8	21	39	1.7	100.0
	6552	100.0	36.5	28.2	12.4	4.9	3.7	2.6	2.3	1.1	2.9	5.4	2.3	14896
	100.0	100.0	36.1	29.9	10.3	4.4	2.8	1.3	1.5	1.0	7.2	5.4	2.3	100.0

表I-5-⑥. 教員数〈全体：児童館〉

	総数											平均	実数合計	
	件数	%	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6～7人	8～9人	10人以上			無回答
実践現場の代表者	1195	100.0	179	859	20	9	11	5	5	4	5	98	0.9	1117
実践現場の副代表者	1195	100.0	15.0	71.9	1.7	0.8	0.9	0.4	0.4	0.3	0.4	8.2	0.2	267
放課後児童指導員	1195	100.0	878	182	29	5	3					98	0.2	100.0
その他	1195	100.0	73.5	15.2	2.4	0.4	0.3					8.2	3.1	3687
合計	4780	100.0	49.5	13.4	12.1	6.2	3.7	3.0	2.4	0.9	0.6	8.2	1.2	1380
	100.0	100.0	36.5	27.6	9.5	6.0	4.6	3.0	2.7	1.2	0.8	8.2	1.3	6451
	1195	100.0	8.1	9.9	21.8	16.6	13.6	8.5	7.9	3.4	2.2	8.2	1.3	100.0
	1195	100.0	592	160	144	74	44	36	29	11	7	98	1.2	1380
	4780	100.0	1746	1319	453	286	220	142	128	56	38	392	1.3	6451
	100.0	100.0	36.5	27.6	9.5	6.0	4.6	3.0	2.7	1.2	0.8	8.2	1.3	100.0

表 I-6-①. 児童福祉施設から通所している子どものいる施設数

	総数		乳児院		児童養護施設		母子生活支援施設		存在しな		わからな		無回答	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
保育所	728	100.0	19	2.6	21	2.9	36	4.9	590	81.0	-	-	109	15.0
児童館	1195	100.0	42	3.5	28	2.3	33	2.8	924	77.3	11	0.9	214	17.9

表 I-6-②. 児童福祉施設から子どもが通所している保育所数

	総数		1カ所		2カ所		3カ所		4カ所		5カ所以上		平均		実数合計	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
乳児院	19	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	19	100.0	0	0.0
児童養護施設	21	100.0	2	9.5	2	9.5	-	-	-	-	-	-	19	90.5	2	0.1
母子生活支援施設	36	100.0	17	47.2	17	47.2	-	-	-	-	-	-	19	52.8	17	0.5
合計	76	100.0	19	25.0	19	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	57	75.0	19	0.3

表 I-6-③. 児童福祉施設から子どもが通所している児童館数

	総数		1カ所		2カ所		3カ所		4カ所		5カ所以上		平均		実数合計	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
児童養護施設	42	100.0	16	38.1	1	2.4	1	2.4	-	-	-	-	25	59.5	0.4	0.4
情緒障害児短期治療施設	28	100.0	2	7.1	2	7.1	-	-	-	-	-	-	26	92.9	0.1	0.1
母子生活支援施設	33	100.0	9	27.3	9	27.3	-	-	-	-	-	-	24	72.7	0.3	0.3
合計	103	100.0	27	26.2	27	26.2	1.0	1.0	-	-	-	-	75	72.8	0.3	0.3

表 I-6-④. 児童福祉施設から通所している子どもの数 (保育所)

	総数							平均	実数合計	
	件数	%	1人	2人	3人	4人	5人以上			無回答
乳児院	19	100.0	-	-	-	-	-	19	0.0	0
児童養護施設	21	100.0	1	4.8	3	13.9	5	20	0.1	2
母子生活支援施設	36	100.0	5	13.9	8.3	2.8	3	19	2.1	77
合計	76	100.0	5	6.6	5.3	1.3	3	58	1.0	79
								76.3		100

表 I-6-⑤. 児童福祉施設から通所している子どもの数 (児童館)

	総数							平均	実数合計	
	件数	%	1人	2人	3人	4人	5人以上			無回答
児童養護施設	42	100.0	14	33.3	-	-	-	26	0.6	25
情緒障害児短期治療施設	28	100.0	2	7.1	-	-	-	26	0.1	2
母子生活支援施設	33	100.0	4	12.1	-	3.0	-	25	0.8	25
合計	103	100.0	20	19.4	-	1.0	-	77	0.5	52
								74.8		100.0

表 I-7-①. 虐待事例の有無

	総数				無回答
	ある	ない	2件	3件	
保育所	728	313	352	63	63
児童館	1195	43.0	48.4	8.7	8.7
合計	1923	275	792	128	128
		23.0	66.3	10.7	
	588	1144	191		
	30.6	59.5	9.9		

表 I-7-②. 虐待事例件数

	総数							平均	実数合計	
	件数	%	1件	2件	3件	4件	5人以上			無回答
保育所	313	100.0	132	42.2	78	37	12	36	1.8	566
児童館	275	100.0	128	46.5	58	23	8	45	1.5	421
合計	588	100.0	260	44.2	136	60	25	81	1.7	987
								13.8		100.0

表I-7-③. 1年以内の虐待事例件数

	総数							平均	実数合計
	件数	%	1件	2件	3件	4件	5人以上		
保育所	件数		313	125	50	14	2	118	304
	%	100.0	39.9	16.0	4.5	0.6	1.3	37.7	100.0
児童館	件数		275	118	28	9	3	114	231
	%	100.0	42.9	10.2	3.3	1.1	1.1	41.5	100.0
合計	件数		588	243	78	23	5	232	535
	%	100.0	41.3	13.3	3.9	0.9	1.2	39.5	100.0

表I-7-④. 虐待事例人数

	総数							平均	実数合計
	件数	%	1人	2人	3人	4人	5人以上		
保育所	件数		313	99	71	51	18	38	723
	%	100.0	31.6	22.7	16.3	5.8	12.1	11.5	100.0
児童館	件数		275	104	61	32	10	48	493
	%	100.0	37.8	22.2	11.6	3.6	7.3	17.5	100.0
合計	件数		588	203	132	83	28	84	1216
	%	100.0	34.5	22.4	14.1	4.8	9.9	14.3	100

表I-7-⑤. 1年以内の虐待事例人数

	総数							平均	実数合計
	件数	%	1人	2人	3人	4人	5人以上		
保育所	件数		313	103	50	28	6	8	358
	%	100.0	32.9	16.0	8.9	1.9	2.6	37.7	100.0
児童館	件数		275	104	32	13	3	7	264
	%	100.0	37.8	11.6	4.7	1.1	2.5	42.2	100.0
合計	件数		588	207	82	41	9	15	622
	%	100.0	35.2	13.9	7	1.5	2.6	39.8	100.0